

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会

2025年1月 VOL. 102

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

季節外れの暖かい日が続いた11月から一転、12月に入り冬本番となり、「インフルエンザ」「新型コロナ」「マイコプラズマ肺炎」が同時に流行する『トリプルデミック』への警戒が呼びかけられています。うがい、手洗い、マスク着用など今まで通りの対策をしっかりとやることがより重要になりますので、実習生にも徹底をお願いします。

新年のご挨拶

謹んで新春をお祝い申し上げます。皆様におかれましては新春を清々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は多くのお力添えをいただき誠にありがとうございました。今年も更なる監理業務の充実、サービスの向上に対して組合職員一同努めて参ります。皆様のより一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

よくあるご質問（技能実習計画の認定申請関係）

質問

技能実習計画はどこに申請すればいいですか。

認定までにどれぐらい時間がかかりますか。

外国人技能実習機構よりのご回答

申請者の住所地（申請者が法人の場合は当該法人の本店の所在地）を管轄する外国人技能実習機構 地方事務所に申請していただくことになります。地方事務所の情報については、

<https://www.otit.go.jp/map/index.html#chihou> をご確認ください。

・認定までの期間については、申請書類の受理から概ね2か月程度で認定できるように努めていますが、書類の不備等（提出書類の追加・修正など）がある場合には、これ以上の時間を要することがありますのでご注意ください。なお、運用要領では、原則、実習開始予定日の3～4か月前までに申請を行うことが必要と記載していますが、これは、書類の不備等により追加で要する期間を考慮して記載していますので、申請される場合は運用要領に記載のとおり、4か月前を目安に提出いただきますよう、ご理解のほどお願いいたします。

（注意：2号または3号の計画を申請される方）・2号または3号の計画の認定については、技能検定や技能実習評価試験の合格（目標達成）が必要となります。機構において計画の申請内容の審査を終えていたとしても、受検結果が確認できない場合は認定することができず、当該結果の報告を待つこととなりますので、上記の期間はあくまでも目安であることをご理解いただきますようお願いいたします。

在留資格「特定技能」に係る申請

出入国在留管理庁は2022年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限緩和措置に伴い新規入国した多くの技能実習生が、技能実習2号を修了する事により、2025年1月以降在留資格「特定技能」に係る申請が集中しますので、入管の窓口の混雑や審査結果の通知が大幅に遅くなる事が予想されとの通知がありました。

については必要書類を早めに揃え、オンライン申請も活用する必要があります。

又、万一在留期間中に受入れ機関の書類を準備出来ない場合は「特定活動（特定技能1号への移行を希望する場合）」への在留資格変更許可申請を行う事になります。

在留資格「特定技能」に係る届出

特定技能外国人を雇用・支援する特定技能所属機関は「届出」が義務付けられています。

<定期届出>

特定技能外国人の受入れ・活動状況、支援実施状況、報酬の支払状況等を年4回、定期的に入管局に届出する必要があります。

提出期間

第1四半期：4月1日～15日

第2四半期：7月1日～15日

（対象期間：1月1日～3月31日）

（対象期間：4月1日～6月30日）

第3四半期：10月1日～15日

第4四半期：1月1日～15日

（対象期間：7月1日～9月30日）

（対象期間：10月1日～12月31日）

<随時届出>

特定技能外国人の雇用条件の変更、退職、新たな雇用契約の締結、受入れ困難、支援計の変更等の事由が発生したときから14日以内に提出しなければなりません。

届出が適正に履行されていない場合は、特定技能所属機関が引き続き特定技能外国人を受け入れることが出来なくなります。

緊急連絡先（24時間）

【事務局】

TEL：048-755-9591

FAX：048-755-9827

【組合職員携帯】

070-1229-0925（日水）

070-3667-8667（杉戸）

090-7019-4221（尾崎）

080-3088-1839（高橋）

080-9677-1678（モクタン）